

◎ 法務省令改正・新設案（研修・技能実習制度見直し関係部分）（様式を除く）

- ① 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の改正案 …… 1
- ② 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する事業上の関係を有する外国の公私の機関を定める省令案 …… 36
- ③ 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令案 …… 37
- ④ 出入国管理及び難民認定法第二十条の二第二項の基準を定める省令案 …… 40
- ⑤ 出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の改正案 …… 48

① 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の改正案

活 動	基 準
(略) 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号 に掲げる活動	(略) 一 申請人が本邦の公私の機関の外国にある事業所又は出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する事業上の関係を有する外国の公私の機関を定める省令（平成 年法務省令第 号）で定める外国の公私の機関のある事業所の常勤の職員であり、かつ当該事業所から転勤し、又は出向する者であること。 二 申請人が修得しようとする技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）が同一の作業の反復のみによって修得できるものではないこと。 三 申請人が十八歳以上であり、かつ、国籍又は住所を有する国に帰国後本邦において修得した技能等を要する業務に従事することが予定されていること。 四 申請人が住所を有する地域において修得することが不可能又は困難である技能等を修得しようとすること。 五 申請人又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他申請人と社会生活において密接な関係を有する者が、本邦において申請人が従事する技能実習に関連して、次に掲げるいずれの機関からも保証金を徴収されていないことその他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産を管理されておらず、かつ、当該技能実習が終了するまで管理

されないことが見込まれることのほか、当該機関との間で、労働契約の不履行に係る違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約が締結されておらず、かつ、当該技能実習が終了するまで締結されないことが見込まれること。

イ 申請人が国籍又は住所を有する国の所属機関その他申請人が本邦において行おうとする活動の準備に関与する外国の機関（以下「送出し機関」という。）

ロ 本邦にある事業所において技能実習を実施する法人（親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。）若しくは子会社（同条第三号に規定する子会社をいう。）の関係にある複数の法人又は同一の親会社をもつ複数の法人が共同で実施する場合はこれら複数の法人）又は個人（以下「実習実施機関」という。）

六 実習実施機関が次に掲げる要件に適合する講習を座学（見学を含む。）により実施すること。

イ 講習の科目が次に掲げるものであること。

- (1) 日本語
- (2) 本邦での生活一般に関する知識
- (3) 出入国管理及び難民認定法、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、外国人の技能実習に係る不正行為が行われていることを知ったときの対応方法その他技能実習生の法的保護に必要な情報（専門的な知識を有する者が講義を行うものに限る。）

-
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、本邦での円滑な技能等の修得に資する知識
- ロ 講習の総時間数が、申請人が本邦において上欄の活動に従事する予定の時間全体の六分の一（申請人が、過去六月以内に外国の公的機関若しくは教育機関又は第一号に規定する本邦若しくは外国の公私の機関が申請人の本邦において従事しようとする技能実習に資する目的で本邦外において実施したイの(1)、(2)又は(4)の科目に係る講習で、一月以上の期間を有し、かつ、百六十時間以上の課程を有するものを受けた場合は、全体の十二分の一）以上であること。なお、講習時間の算定に当たっては、一日の講習の実施時間が八時間を超える場合にあつては、八時間とする。
- ハ 講習が、申請人が本邦において上欄の活動に従事する期間内に行われること。ただし、イの(3)の科目に係る講習については、申請人が実習実施機関において講習以外の技能等の修得活動を実施する前に行われること。
- 七 申請人に対する報酬が日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であること。
- 八 申請人が従事しようとする技能実習が実習実施機関の常勤の職員で修得しようとする技能等について五年以上の経験を有するもの（以下「技能実習指導員」という。）の指導の下に行われること。
- 九 実習実施機関に申請人の生活の指導を担当する職員（以下「生活指導員」という。）が置かれていること。
- 十 申請人を含めた実習実施機関に受け入れられている技能実習生（法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）の人数が当該機関の常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。以
-

下この号において同じ。)の総数の二十分の一以内であること。ただし、法務大臣が告示をもって定める技能実習にあつては、申請人を含めた実習実施機関に受け入れられている技能実習生(法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。)の人数が当該機関の常勤の職員の総数を超えるものでなく、かつ、次の表の上欄に掲げる当該総数に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる人数(一人未満の端数があるときは、これを切り捨てた人数とする。)の範囲内であること。

実習実施機関の常勤の職員の総数	技能実習生の人数
三百一人以上	常勤の職員の総数の二十分の一
二百一人以上三百人以下	十五人
百一人以上二百人以下	十人
五十一人以上百人以下	六人
五十人以下	三人

十一 実習実施機関が、技能実習生が上欄の活動の継続が不可能となる事由が生じた場合は、直ちに、地方入国管理局に当該事実及び対応策を報告することとされていること。

十二 実習実施機関が講習を実施する施設を確保していること。

十三 実習実施機関が技能実習生用の宿泊施設を確保していること。

十四 実習実施機関が、技能実習生が実習実施機関における技能等の修得活動中(雇用

契約に基づかない講習の期間中を除く。)に死亡し、負傷し、又は疾病に罹患した場合における保険への加入その他の保障措置を講じていること。

十五 実習実施機関が技能実習生の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置を講じていること。

十六 実習実施機関が技能実習の実施状況に係る文書を作成し、技能実習を実施する事業所に備え付け、当該技能実習の終了の日から一年以上保存することとされていること。

十七 実習実施機関又はその経営者、管理者、技能実習指導員若しくは生活指導員が外国人の技能実習に係る不正行為（技能実習の適正な実施を妨げるものに限る。法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第七号イ(3)を除き、以下同じ。）で次の表の上欄に掲げるものを行ったことがある場合は、当該不正行為が行われたと認められた日後同表下欄に掲げる期間を経過し、かつ、再発防止に必要な改善措置が講じられていること。

外国人の技能実習に係る不正行為		期間
イ 実習実施機関において、受け入れ又は雇用した技能実習生に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為	五年間	
ロ 実習実施機関において、受け入れ又は雇用した技能実習生の旅券又は外国人登録証明書を取り上げる行為	五年間	
ハ 実習実施機関において、受け入れ又は雇用した技能実習生に支給す	五年間	

				る手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為	
				ニ イからハまでに掲げるもののほか、実習実施機関において、受け入れ又は雇用した技能実習生の人権を著しく侵害する行為	五年間
				ホ 実習実施機関において、外国人に不正に法第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可若しくは法第四章第一節若しくは法第五章第三節の規定による許可を受けさせ、又はこの表に掲げる外国人の技能実習に係る不正行為に関する事実を隠蔽する目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為	五年間
				ヘ 実習実施機関において、第五号に規定する保証金の徴収、財産の管理又は契約の締結をする行為（ハ及びニに該当する行為を除く。）	三年間
				ト 実習実施機関において、受け入れた技能実習生を雇用契約に基づかない講習の期間中に業務に従事させる行為	三年間
				チ 実習実施機関において、受け入れ又は雇用した技能実習生の技能実習に係る報酬又は実施時間について技能実習生との間で法第六条第二項、第七条の二第一項、第二十条第二項又は第二十一条第二項の申請内容と異なる内容の取決めを行う行為（ホに該当する行為を除く。）	三年間
				リ 実習実施機関において、法第六条第二項、第七条の二第一項、第二十条第二項又は第二十一条第二項の申請の際提出した技能実習計画と	三年間

<p>著しく異なる内容の技能実習を実施し、又は当該計画に基づく技能実習を実施しないこと（ホに該当する行為を除く。）</p>									
<p>又 実習実施機関において、法第六条第二項、第七条の二第一項、第二十条第二項又は第二十一条第二項の申請内容と異なる他の機関に技能実習を実施させる行為又は当該他の機関において、技能実習を実施する行為（ホに該当する行為を除く。）</p>	<p>三年間</p>								
<p>ル 実習実施機関において、技能実習の継続が不可能となる事由が生じた場合の地方入国管理局への報告を怠る行為</p>	<p>三年間</p>								
<p>ヲ 実習実施機関において、受け入れ又は雇用した技能実習生（研修生を含む。以下このヨにおいて同じ。）の行方不明者について、その前一年以内に、次の表の上欄に掲げる受入れ総数（当該期間に受け入れられ又は雇用されていた技能実習生の総数をいう。以下このヨにおいて同じ。）に応じ、同表の下欄に掲げる人数（一人未満の端数があるときは、これを切り上げた人数とする。）以上の行方不明者を発生させたこと（実習実施機関の責めに帰すべき理由がない場合を除く。）</p>	<p>三年間</p>								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="469 790 531 1205">受入れ総数</td> <td data-bbox="469 1205 531 1585">人数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 790 469 1205">五十人以上</td> <td data-bbox="411 1205 469 1585">受入れ総数の五分の一</td> </tr> <tr> <td data-bbox="354 790 411 1205">二十人以上四十九人以下</td> <td data-bbox="354 1205 411 1585">十人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="296 790 354 1205">十九人以下</td> <td data-bbox="296 1205 354 1585">受入れ総数の二分の一</td> </tr> </table>	受入れ総数	人数	五十人以上	受入れ総数の五分の一	二十人以上四十九人以下	十人	十九人以下	受入れ総数の二分の一	
受入れ総数	人数								
五十人以上	受入れ総数の五分の一								
二十人以上四十九人以下	十人								
十九人以下	受入れ総数の二分の一								

<p>ワ 実習実施機関において、外国人に法第二十四条第三号の四イからハまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助けること</p>	<p>三年間</p>
<p>カ 実習実施機関において、技能実習に関し労働基準法又は労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）その他これらに類する法令の規定に違反する行為（イ、ハ及びニに該当する行為を除く。）</p>	<p>三年間</p>
<p>ヨ この表（タを除く。以下このヨにおいて同じ。）に掲げる外国人の技能実習に係る不正行為に準ずる行為、法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第十四号の表の上欄に掲げる外国人の技能実習に係る不正行為（以下「技能実習第一号ロの表に掲げる不正行為」という。）に準ずる行為（同表レ及びソに係るものを除く。）又は法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第十号の表の上欄に掲げる外国人の研修に係る不正行為（研修の適正な実施を妨げるものに限る。以下「研修の表に掲げる不正行為」という。）に準ずる行為（同表カに係るものを除く。）を行い、地方入国管理局から改善措置を講ずるよう指導を受けた後三年以内に、この表に掲げるいずれかの不正行為に準ずる行為を行うこと</p>	<p>三年間</p>
<p>タ 実習実施機関において、技能実習の実施状況に係る文書の作成、備付け又は保存を怠る行為</p>	<p>一年間</p>

十八

実習実施機関又はその経営者、管理者、技能実習指導員若しくは生活指導員が技

能実習第一号口の表に掲げる不正行為又は研修の表に掲げる不正行為を行ったことがある場合には、当該不正行為が行われたと認められた日後それぞれの表の下欄に掲げる期間を経過し、かつ、再発防止に必要な改善措置が講じられていること。

十九 実習実施機関又はその経営者、管理者、技能実習指導員若しくは生活指導員が十号の表の上欄に掲げる外国人の技能実習に係る不正行為（以下「技能実習第一号イの表に掲げる不正行為」という。）に準ずる行為、技能実習第一号口の表に掲げる不正行為に準ずる行為又は研修の表に掲げる不正行為に準ずる行為を行い、当該行為に対し地方入国管理局から改善措置を講ずるよう指導を受けた場合には、再発防止に必要な改善措置が講じられていること。

二十 実習実施機関又はその経営者、管理者、技能実習指導員若しくは生活指導員が法第七十三条の二から第七十四条の八までに規定する罪により、又は労働基準法第二十四条若しくは第三十七条若しくは最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）第四条第一項の規定に違反して刑に処せられたことがある場合には、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過していること。

二十一 実習実施機関の経営者又は管理者が過去五年間に他の機関の経営者、役員又は管理者として外国人の技能実習又は研修の運営又は監理に従事していたことがあり、その従事期間中、当該他の機関が技能実習第一号イの表に掲げる不正行為、技能実習第一号口の表に掲げる不正行為又は研修の表に掲げる不正行為を行っていた場合は、当該不正行為が行われたと認められた日後それぞれの表の下欄に掲げる期間を経過していること。

	<p>二十二 送出し機関又はその経営者若しくは管理者が過去五年間に当該機関の事業活動に関し、外国人に不正に法第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可若しくは法第四章第一節若しくは法第五章第三節の規定による許可を受けさせ、又は技能実習第一号イの表に掲げる不正行為、技能実習第一号ロの表に掲げる不正行為若しくは研修の表に掲げる不正行為に関する事実を隠蔽する目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為を行ったことがないこと。</p>
<p>法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動</p>	<p>一 申請人が修得しようとする技能等が同一の作業の反復のみによって修得できるものではないこと。</p> <p>二 申請人が十八歳以上であり、かつ、国籍又は住所を有する国に帰国後本邦において修得した技能等を要する業務に従事することが予定されていること。</p> <p>三 申請人が住所を有する地域において修得することが不可能又は困難である技能等を修得しようとすること。</p> <p>四 申請人が本邦において修得しようとする技能等を要する業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること又は申請人が当該技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること。</p> <p>五 申請人がその国籍又は住所を有する国の国若しくは地方公共団体の機関又はこれらに準ずる機関の推薦を受けて技能等を修得しようとする者であること。</p> <p>六 申請人又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他申請人と社会生活において</p>

密接な関係を有する者が、本邦において申請人が従事する技能実習に関連して、次に掲げるいずれの機関からも保証金を徴収されていないことその他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産を管理されておらず、かつ、当該技能実習が終了するまで管理されないことが見込まれることのほか、当該機関との間で、労働契約の不履行に係る違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約が締結されておらず、かつ、当該技能実習が終了するまで締結されないことが見込まれること。

イ 送出し機関

ロ 技能実習生の技能等を修得する活動の監理を行う営利を目的としない団体（以下「監理団体」という。）

ハ 実習実施機関

ニ 技能実習の実施についてあつせんを行う機関（監理団体を除く。以下この欄において同じ。）

七 監理団体が次に掲げる要件に適合する講習を座学（見学を含む。）により実施すること。

イ 講習の科目が次に掲げるものであること。

(1) 日本語

(2) 本邦での生活一般に関する知識

(3) 出入国管理及び難民認定法、労働基準法、外国人の技能実習に係る不正行為が行われていることを知ったときの対応方法その他技能実習生の法的保護に必要な

情報（専門的な知識を有する者（監理団体又は実習実施機関に所属する者を除く。）が講義を行うものに限る。）

（4）（1）から（3）までに掲げるもののほか、本邦での円滑な技能等の修得に資する知識

ロ 講習の総時間数が、申請人が本邦において上欄の活動に従事する予定の時間全体の六分の一（申請人が、過去六月以内に外国の公的機関又は教育機関が申請人の本邦において従事しようとする技能実習に資する目的で本邦外において実施したイの（1）、（2）又は（4）の科目に係る講習で、一月以上の期間を有し、かつ、百六十時間以上の課程を有するものを受けた場合は、全体の十二分の一）以上であること。なお、講習時間の算定に当たっては、一日の講習の実施時間が八時間を超える場合にあっては、八時間とする。

ハ 講習が、申請人が実習実施機関において技能等の修得活動を実施する前に行われること。

八 監理団体が、技能実習生が上欄の活動を終了して帰国した場合又は上欄の活動を継続することが不可能となる事由が生じた場合は、直ちに、地方入国管理局に当該事実及び対応策（上欄の活動を継続することが不可能となる事由が生じた場合に限る。）を報告することとされていること。

九 監理団体が講習を実施する施設を確保していること。

十 監理団体又は実習実施機関が技能実習生用の宿泊施設を確保していること。

十一 監理団体又は実習実施機関が、技能実習生が実習実施機関における技能等の修得活動中に死亡し、負傷し、又は疾病に罹患した場合における保険への加入その他の保

障措置を講じていること。

十二 監理団体が技能実習生の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置を講じていること。

十三 監理団体が講習の実施状況に係る文書を作成し、その主たる事業所に備え付け、当該講習を含む技能実習の終了の日から一年以上保存することとされていること。

十四 監理団体又はその役員、管理者若しくは技能実習の監理に従事する常勤の職員が外国人の技能実習に係る不正行為で次の表の上欄に掲げるものを行ったことがある場合には、当該不正行為が行われたと認められた日後同表下欄に掲げる期間を経過し、かつ、再発防止に必要な改善措置が講じられていること。

外国人の技能実習に係る不正行為		期間
イ 監理団体、実習実施機関又はあっせん機関において、受け入れ、雇用し、又はあっせんした技能実習生に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為	五年間	
ロ 監理団体、実習実施機関又はあっせん機関において、受け入れ、雇用し、又はあっせんした技能実習生の旅券又は外国人登録証明書を取り上げる行為	五年間	
ハ 監理団体又は実習実施機関において、受け入れ又は雇用した技能実習生に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為	五年間	
ニ イからハまでに掲げるもののほか、監理団体、実習実施機関又はあ	五年間	

<p>つせん機関において、受け入れ、雇用し、又はあつせんした技能実習生の人権を著しく侵害する行為</p>	
<p>ホ 監理団体、実習実施機関又はあつせん機関、外国人に不正に法第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可若しくは法第四章第一節若しくは法第五章第三節の規定による許可を受けさせ、又はこの表に掲げる外国人の技能実習に係る不正行為に関する事実を隠蔽する目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為</p>	<p>五年間</p>
<p>ヘ 監理団体、実習実施機関又はあつせん機関において、第六号に規定する保証金の徴収、財産の管理又は契約の締結をする行為（ハ及びビニに該当する行為を除く。）</p>	<p>三年間</p>
<p>ト 監理団体、実習実施機関又はあつせん機関において、受け入れ又はあつせんした技能実習生を第七号に規定する講習の期間中に業務に従事させる行為</p>	<p>三年間</p>
<p>チ 監理団体、実習実施機関又はあつせん機関において、受け入れ、雇用し、又はあつせんした技能実習生の技能実習に係る報酬又は実施時間について技能実習生との間で法第六条第二項、第七条の二第一項、第二十条第二項又は第二十一条第二項の申請内容と異なる内容の取決めを行う行為（ホに該当する行為を除く。）</p>	<p>三年間</p>

<p>リ 監理団体又は実習実施機関において、法第六条第二項、第七条の二第一項、第二十条第二項又は第二十一条第二項の申請の際提出した技能実習計画と著しく異なる内容の技能実習を実施し、又は当該計画に基づく技能実習を実施しないこと（ホに該当する行為を除く。）</p>	<p>三年間</p>
<p>ヌ 監理団体、実習実施機関又はあつせん機関において、法第六条第二項、第七条の二第一項、第二十条第二項又は第二十一条第二項の申請内容と異なる他の機関に技能実習を実施させる行為又は当該他の機関において、技能実習を実施する行為（ホに該当する行為を除く。）</p>	<p>三年間</p>
<p>ル 監理団体において、技能実習の継続が不可能となる事由が生じた場合の地方入国管理局への報告を怠る行為</p>	<p>三年間</p>
<p>ヲ 監理団体において、法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令（平成 年法務省令第 号。以下「団体要件省令」という。）第一条第三号、第四号、第六号及び第八号（文書の作成及び保管に係る部分を除く。）に規定する措置を講じないこと</p>	<p>三年間</p>
<p>ワ 監理団体又は実習実施機関において、受け入れ又は雇用した技能実習生（研修生を含む。以下このワにおいて同じ。）の行方不明者について、その前一年以内に、次の表の上欄に掲げる受入れ総数（当該期間に受け入れられ又は雇用されていた技能実習生の総数をいう。以下このワにおいて同じ。）に応じ、同表の下欄に掲げる人数（一人未満</p>	<p>三年間</p>

の端数があるときは、これを切り上げた人数とする。)以上の行方不明者を発生させたこと(監理団体又は実習実施機関の責めに帰すべき理由がない場合を除く。)

受入れ総数	人数
五十人以上	受入れ総数の五分の一
二十人以上四十九人以下	十人
十九人以下	受入れ総数の二分の一

カ 監理団体、実習実施機関又はあつせん機関において、外国人に法第二十四条第三号の四イからハまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助けること

三年間

ヨ 監理団体又は実習実施機関において、技能実習に関し労働基準法又は労働安全衛生法その他これらに類する法令の規定に違反する行為(イ、ハ及びニに該当する行為を除く。)

三年間

タ この表(レ及びソを除く。以下このタにおいて同じ。)に掲げる外国人の技能実習に係る不正行為に準ずる行為、技能実習第一号イの表に掲げる不正行為に準ずる行為(同表タに係るものを除く。)又は研修の表に掲げる不正行為に準ずる行為(同表カに係るものを除く。)を行い、地方入国管理局から改善措置を講ずるよう指導を受けた後三年以内に、この表に掲げるいずれかの不正行為に準ずる行為を行うこと

三年間

と	
レ 監理団体又は実習実施機関において、技能実習の実施状況に係る文書の作成、備付け又は保存を怠る行為	一年間
ソ 監理団体において、技能実習生が技能実習の活動を終了して帰国した場合の地方入国管理局への報告を怠る行為	一年間

十五 監理団体又はその役員、管理者若しくは技能実習の監理に従事する常勤の職員が技能実習第一号イの表に掲げる不正行為又は研修の表に掲げる不正行為を行ったことがある場合には、当該不正行為が行われたと認められた日後それぞれの表の下欄に掲げる期間を経過し、かつ、再発防止に必要な改善措置が講じられていること。

十六 監理団体又はその役員、管理者若しくは技能実習の監理に従事する常勤の職員が技能実習第一号ロの表に掲げる不正行為に準ずる行為、技能実習第一号イの表に掲げる不正行為に準ずる行為又は研修の表に掲げる不正行為に準ずる行為を行い、当該行為に対し地方入国管理局から改善措置を講ずるよう指導を受けた場合には、再発防止に必要な改善措置が講じられていること。

十七 監理団体又はその役員、管理者若しくは技能実習の監理に従事する常勤の職員が法第七十三条の二から第七十四条の八までに規定する罪により、又は労働基準法第二十四条若しくは第三十七条若しくは最低賃金法第四条第一項の規定に違反して刑に処せられたことがある場合には、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過していること。

十八 監理団体の役員又は管理者が過去五年間に他の機関の経営者、役員又は管理者として外国人の技能実習又は研修の運営又は監理に従事していたことがあり、その従事期間中、当該の機関が技能実習第一号口の表に掲げる不正行為、技能実習第一号イの表に掲げる不正行為又は研修の表に掲げる不正行為を行っていた場合は、当該不正行為が行われたと認められた日後それぞれの表の下欄に掲げる期間を経過していること。

十九 申請人に対する報酬が日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であること。

二十 申請人が従事しようとする技能実習が技能実習指導員の指導の下に行われること。

二十一 実習実施機関に生活指導員が置かれていること。

二十二 監理団体が団体要件省令第一条第一号ハ（社団であり、かつ実習実施機関が当該団体の社員で中小企業基本法（昭和三十八年法律第五十四号）第二条第一項第一号から第四号までのいずれかに掲げる中小企業者である場合を除く。）又はヘ（開発途上国に対する農業技術協力を目的とするものを除く。）のいずれかに該当する場合は、申請人を含めた実習実施機関に受け入れられている技能実習生（法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）の人数が当該機関の常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）以下次号、第二十四号、第二十六号及び第二十七号において同じ。）の総数の二十分の一以内であること。

二十三 監理団体が団体要件省令第一条第一号イ、ロ又はハ（社団であり、かつ実習実

施機関が当該団体の社員で中小企業基本法第二条第一項第一号から第四号までのいずれかに掲げる中小企業者である場合に限る。）のいずれかに該当する場合は、申請人を含めた実習実施機関に受け入れられている技能実習生（法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）の人数が当該機関の常勤の職員の総数を超えるものでなく、かつ、この表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動の項（以下「技能実習第一号イの項」という。）の下欄第十号の表の上欄に掲げる当該総数に同じそれぞれ同表の下欄に掲げる人数（一人未満の端数があるときは、これを切り捨てた人数とする。以下同じ。）の範囲内であること。

二十四 監理団体が団体要件省令第一条第一号ニ又はへ（開発途上国に対する農業技術協力を目的とするものに限る。）に該当する場合は、次に掲げる要件に適合すること。

イ 実習実施機関が法人である場合は、申請人を含めた実習実施機関に受け入れられている技能実習生（法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）の人数が当該機関の常勤の職員の総数を超えるものでなく、かつ、技能実習第一号イの項の下欄第十号の表の上欄に掲げる当該総数に同じそれぞれ同表の下欄に掲げる人数の範囲内であること。

ロ 実習実施機関が法人でない場合は、申請人を含めた実習実施機関に受け入れられている技能実習生（法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）の人数が二人以内であること。

二十五 監理団体が団体要件省令第一条第一号ホに該当する場合であつて、技能実習の内容が船上において漁業を営むものであるときは、次に掲げる要件に適合すること。
イ 申請人を含めた漁船に乗り組む技能実習生（法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）の人数が各漁船につき二人以内であること。

ロ 申請人を含めた漁船に乗り組む技能実習生の人数が各漁船につき実習実施機関の乗組員（技能実習生を除く。）の人数を超えるものでないこと。

ハ 技能実習指導員が毎日一回以上、各船舶における技能実習の実施状況を確認し、無線その他の通信手段を用いて監理団体に対して報告することとされていること。

ニ 申請人が毎月（技能実習が船上において実施されない月を除く。）一回以上、技能実習の実施状況に係る文書を監理団体に提出することとされていること。

ホ 監理団体がハの報告及びニの文書により、技能実習が適正に実施されていることを確認し、その結果を三月につき少なくとも一回当該監理団体の所在地を管轄する地方入国管理局に報告することとされていること。

ヘ 監理団体がハの報告について記録を作成し、ニの文書とともにその主たる事業所に備え付け、当該技能実習の終了の日から一年以上保存することとされていること。

二十六 監理団体が団体要件省令第一条第一号ホに該当する場合であつて、技能実習の内容が船上において漁業を営むものでないときは、次に掲げる要件に適合すること。

イ 実習実施機関が法人である場合は、申請人を含めた実習実施機関に受け入れられ

ている技能実習生（法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）の人数が当該機関の常勤の職員の総数を超えるものでなく、かつ、技能実習第一号イの項の下欄第十号の表の上欄に掲げる当該総数に同じそれぞれ同表の下欄に掲げる人数の範囲内であること。

ロ 実習実施機関が法人でない場合は、申請人を含めた実習実施機関に受け入れられている技能実習生（法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）の人数が二人以内であること。

二十七 監理団体が団体要件省令第一条第一号トに該当する場合であつて、当該団体の監理の下に法務大臣が告示をもつて定める技能実習を行うときは、次に掲げる要件に適合すること。

イ 実習実施機関が農業を営む機関（法人を除く。）又は漁業を営む機関でない場合は、申請人を含めた実習実施機関に受け入れられている技能実習生（法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）の人数が当該機関の常勤の職員の総数を超えるものでなく、かつ、技能実習第一号イの項の下欄第十号の表の上欄に掲げる当該総数に同じそれぞれ同表の下欄に掲げる人数の範囲内であること。

ロ 実習実施機関が農業を営む機関（法人を除く。）である場合は、申請人を含めた実習実施機関に受け入れられている技能実習生（法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）の人数が二人以内であること。

ハ 実習実施機関が漁業を営む機関である場合であつて、技能実習の内容が船上において漁業を営むものであるときは、第二十五号の要件に適合すること。

ニ 実習実施機関が漁業を営む機関である場合であつて、技能実習の内容が船上において漁業を営むものでないときは、前号の要件に適合すること。

二十八 実習実施機関が技能実習の実施状況に係る文書を作成し、技能実習を実施する事業所に備え付け、当該技能実習の終了の日から一年以上保存することとされていること。

二十九 実習実施機関又はその経営者、管理者、技能実習指導員若しくは生活指導員が技能実習第一号口の表に掲げる不正行為、技能実習第一号イの表に掲げる不正行為又は研修の表に掲げる不正行為を行ったことがある場合には、当該不正行為が行われたと認められた日後それぞれの表の下欄に掲げる期間を経過し、かつ、再発防止に必要な改善措置が講じられていること。

三十 実習実施機関又はその経営者、管理者、技能実習指導員若しくは生活指導員が技能実習第一号口の表に掲げる不正行為に準ずる行為、技能実習第一号イの表に掲げる不正行為に準ずる行為又は研修の表に掲げる不正行為に準ずる行為を行い、当該行為に対し地方入国管理局から改善措置を講ずるよう指導を受けた場合には、再発防止に必要な改善措置が講じられていること。

三十一 実習実施機関又はその経営者、管理者、技能実習指導員若しくは生活指導員が法第七十三条の二から第七十四条の八までに規定する罪により、又は労働基準法第二十四条若しくは第三十七条若しくは最低賃金法第四条第一項の規定に違反して刑に処

せられたことがある場合には、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過していること。

三十二 実習実施機関の経営者又は管理者が過去五年間に他の機関の経営者、役員又は管理者として外国人の技能実習又は研修の運営又は監理に従事していたことがあり、その従事期間中、当該他の機関が技能実習第一号口の表に掲げる不正行為、技能実習第一号イの表に掲げる不正行為又は研修の表に掲げる不正行為を行つていたときは、当該不正行為が行われたと認められた日後それぞれの表の下欄に掲げる期間を経過していること。

三十三 申請人が従事しようとする技能実習の実施についてあつせんを行う機関がある場合は、営利を目的とするものでなく、かつ、当該機関又はその経営者、管理者若しくは常勤の職員が技能実習第一号口の表に掲げる不正行為、技能実習第一号イの表に掲げる不正行為又は研修の表に掲げる不正行為を行ったことがある場合は、当該不正行為が行われたと認められた日後それぞれの表の下欄に掲げる期間を経過し、かつ、再発防止に必要な改善措置が講じられていること。

三十四 申請人が従事しようとする技能実習の実施についてあつせんを行う機関又はその経営者、管理者若しくは常勤の職員が技能実習第一号口の表に掲げる不正行為に準ずる行為、技能実習第一号イの表に掲げる不正行為に準ずる行為又は研修の表に掲げる不正行為に準ずる行為を行い、当該行為に対し地方入国管理局から改善措置を講ずるよう指導を受けた場合には、再発防止に必要な改善措置が講じられていること。

三十五 申請人が従事しようとする技能実習の実施についてあつせんを行う機関又はそ

<p>法別表第一の四の表の研</p>	<p>(略)</p>	<p>一 申請人が修得しようとする技能等が同一の作業の反復のみによって修得できるもの</p>	<p>(略)</p>
		<p>の経営者、管理者若しくは常勤の職員が法第七十三条の二から第七十四条の八までに規定する罪により、又は労働基準法第二十四条若しくは第三十七条若しくは最低賃金法第四条第一項の規定に違反して刑に処せられたことがある場合には、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過していること。</p> <p>三十六 申請人が従事しようとする技能実習の実施についてあつせんを行う機関の経営者又は管理者が過去五年間に他の機関の経営者、役員又は管理者として外国人の技能実習又は研修の運営又は監理に従事していたことがあり、その従事期間中、当該他の機関が技能実習第一号ロの表に掲げる不正行為、技能実習第一号イの表に掲げる不正行為又は研修の表に掲げる不正行為を行っていた場合は、当該不正行為が行われたと認められた日後それぞれの表の下欄に掲げる期間を経過していること。</p> <p>三十七 送出し機関又はその経営者若しくは管理者が過去五年間に当該機関の事業活動に関し、外国人に不正に法第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可若しくは法第四章第一節若しくは法第五章第三節の規定による許可を受けさせ、又は技能実習第一号ロの表に掲げる不正行為、技能実習第一号イの表に掲げる不正行為若しくは研修の表に掲げる不正行為に関する事実を隠蔽する目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為を行ったことがないこと。</p>	

修の項の下欄に掲げる活

動

ではないこと。

二 申請人が十八歳以上であり、かつ、国籍又は住所を有する国に帰国後本邦において修得した技能等を要する業務に従事することが予定されていること。

三 申請人が住所を有する地域において修得することが不可能又は困難である技能等を修得しようとする事。

四 申請人が受けようとする研修が研修生を受け入れる本邦の公私の機関（以下「受入れ機関」という。）の常勤の職員で修得しようとする技能等について五年以上の経験を有するもの（以下「研修指導員」という。）の指導の下に行われること。

五 申請人が本邦において受けようとする研修の中に実務研修（商品の生産若しくは販売をする業務又は対価を得て役務の提供を行う業務に従事することにより技能等を修得する研修（商品の生産をする業務に係るものにあつては、生産機器の操作に係る実習（商品を生産する場所とあらかじめ区分された場所又は商品を生産する時間とあらかじめ区分された時間において行われるものを除く。）を含む。）をいう。以下同じ。）が含まれている場合は、次のいずれかに該当していること。

イ 我が国の国若しくは地方公共団体の機関又は独立行政法人が自ら実施する研修

ロ 申請人が独立行政法人国際観光振興機構の事業として行われる研修を受ける場合

ハ 申請人が独立行政法人国際協力機構の事業として行われる研修を受ける場合

ニ 申請人が独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構石油開発技術センターの事業として行われる研修を受ける場合

ホ 申請人が国際機関の事業として行われる研修を受ける場合

ヘ イからニに掲げるもののほか、申請人が我が国の国、地方公共団体又は我が国の法律により直接に設立された法人若しくは我が国の特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人若しくは独立行政法人の資金により主として運営される事業として行われる研修を受ける場合で次のいずれにも該当するとき。

(1) 研修生用の宿泊施設を確保していること（申請人が受けようとする研修の実施についてあつせんを行う機関が宿泊施設を確保していることを含む。）。

(2) 研修生用の研修施設を確保していること。

(3) 生活指導員が置かれていること。

(4) 申請人が研修中に死亡し、負傷し、又は疾病に罹患した場合における保険（労働者災害補償保険を除く。）への加入その他の保障措置を講じていること（申請人が受けようとする研修の実施についてあつせんを行う機関が当該保障措置を講じていることを含む。）。

(5) 研修施設について労働安全衛生法の規定する安全衛生上必要な措置に準じた措置を講じていること。

ト 申請人が外国の国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる機関の常勤の職員である場合で受入れ機関がへの(1)から(5)までのいずれにも該当するとき。

チ 申請人が外国の国又は地方公共団体の指名に基づき、我が国の国の援助及び指導を受けて行う研修を受ける場合で次のいずれにも該当するとき。

(1) 申請人が外国の住所を有する地域において技能等を広く普及する業務に従事していること。

-
- (2) 受入れ機関がへの(1)から(5)までのいずれにも該当すること。
- 六 受入れ機関が、研修生が上欄の活動を継続することが不可能となる事由が生じた場合は、直ちに、地方入国管理局に当該事実及び対応策を報告することとされていること。
- 七 受入れ機関が研修生の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置を講じていること（申請人が受けようとする研修の実施についてあつせんを行う機関が当該措置を講じていることを含む。）。
- 八 受入れ機関が研修の実施状況に係る文書を作成し、研修を実施する事業所に備え付け、当該研修の終了の日から一年以上保存することとされていること。
- 九 申請人が本邦において受けようとする研修の中に実務研修が含まれている場合は、当該実務研修を受ける時間（二以上の受入れ機関が申請人に対して実務研修を実施する場合にあつては、これらの機関が実施する実務研修を受ける時間を合計した時間）が、本邦において研修を受ける時間全体の三分の二以下であること。ただし、申請人が、次のいずれかに該当し、かつ、実務研修の時間が本邦において研修を受ける時間全体の四分の三以下であるとき又は次のいずれにも該当し、かつ、実務研修の時間が本邦において研修を受ける時間全体の五分の四以下であるときは、この限りでない。
- イ 申請人が、本邦において当該申請に係る実務研修を四月以上行うことが予定されている場合
- ロ 申請人が、過去六月以内に外国の公的機関又は教育機関が申請人の本邦において受けようとする研修に資する目的で本邦外において実施した当該研修と直接に関係
-

のある研修（実務研修を除く。）で、一月以上の期間を有し、かつ、百六十時間以上の課程を有するものを受けた場合

十 受入れ機関又はその経営者、管理者、研修指導員若しくは生活指導員が外国人の研修に係る不正行為で次の表の上欄に掲げるものを行ったことがある場合には、当該不正行為が行われたと認められた日後同表下欄に掲げる期間を経過し、かつ、再発防止に必要な改善措置が講じられていること。

外国人の研修に係る不正行為		期間
イ 受入れ機関又はあっせん機関において、受け入れ又はあっせんした研修生に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為	五年間	五年間
ロ 受入れ機関又はあっせん機関において、受け入れ又はあっせんした研修生の旅券又は外国人登録証明書を取り上げる行為	五年間	五年間
ハ 受入れ機関において、受け入れた研修生に支給する手当の一部又は全部を支払わない行為	五年間	五年間
ニ イからハまでに掲げるもののほか、受入れ機関又はあっせん機関において、受け入れ又はあっせんした研修生の人権を著しく侵害する行為	五年間	五年間
ホ 受入れ機関又はあっせん機関において、外国人に不正に法第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可若しくは法第四章第一	五年間	五年間

<p>節若しくは法第五章第三節の規定による許可を受けさせ、又はこの表に掲げる外国人の研修に係る不正行為に関する事実を隠蔽する目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為</p>	
<p>へ 受入れ機関又はあつせん機関において、受け入れた研修生に支給する手当又はその研修に係る実施時間について研修生との間で法第六条第二項、第七条の二第一項、第二十条第二項又は第二十一条第二項の申請内容と異なる内容の取決めを行う行為（ホに該当する行為を除く。）</p>	三年間
<p>ト 受入れ機関において、法第六条第二項、第七条の二第一項、第二十条第二項又は第二十一条第二項の申請の際提出した研修計画と著しく異なる内容の研修を実施し、又は当該計画に基づく研修を実施しないこと（ホに該当する行為を除く。）</p>	三年間
<p>チ 受入れ機関又はあつせん機関において、法第六条第二項、第七条の二第一項、第二十条第二項又は第二十一条第二項の申請内容と異なる他の機関に研修を実施させる行為又は当該他の機関において研修を実施する行為（ホに該当する行為を除く。）</p>	三年間
<p>リ 受入れ機関において、研修計画に定める研修時間を超えて実務研修を実施する行為</p>	三年間
<p>ヌ 受入れ機関において、研修の継続が不可能となる事由が生じた場合</p>	三年間

<p>の地方入国管理局への報告を怠る行為</p>	<p>ル 受入れ機関において、受け入れた研修生（技能実習生を含む。以下このルにおいて同じ。）の行方不明者について、その前一年以内に、次の表の上欄に掲げる受入れ総数（当該期間に受け入れられ又は雇用されていた研修生の総数をいう。以下このルにおいて同じ。）に同じ、同表の下欄に掲げる人数以上の行方不明者を発生させたこと（受入れ機関の責めに帰すべき理由がない場合を除く。）</p> <table border="1" data-bbox="751 792 981 1585"> <tr> <td>受入れ総数</td> <td>人数</td> </tr> <tr> <td>五十人以上</td> <td>受入れ総数の五分の一</td> </tr> <tr> <td>二十人以上四十九人以下</td> <td>十人</td> </tr> <tr> <td>十九人以下</td> <td>受入れ総数の二分の一</td> </tr> </table>	受入れ総数	人数	五十人以上	受入れ総数の五分の一	二十人以上四十九人以下	十人	十九人以下	受入れ総数の二分の一	<p>三年間</p>
受入れ総数	人数									
五十人以上	受入れ総数の五分の一									
二十人以上四十九人以下	十人									
十九人以下	受入れ総数の二分の一									
<p>ヲ この表（カを除く。以下このワにおいて同じ。）に掲げる外国人の研修に係る不正行為に準ずる行為、技能実習第一号イの表に掲げる不正行為に準ずる行為（同表タに係るものを除く。）又は技能実習第一号ロの表に掲げる不正行為に準ずる行為（同表レ及びソに係るものを除く。）を行い、地方入国管理局から改善措置を講ずるよう指導を受</p>	<p>ヲ 受入れ機関又はあつせん機関において、外国人に法第二十四条第三号の四イからハまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助けること</p>	<p>三年間</p>								

けた後三年以内に、この表に掲げるいずれかの不正行為に準ずる行為を行うこと

カ 受入れ機関において、研修の実施状況に係る文書の作成、備付け又は保存を怠る行為

一年間

十一 受入れ機関又はその経営者、管理者、研修指導員若しくは生活指導員が技能実習第一号イの表に掲げる不正行為又は技能実習第一号ロの表に掲げる不正行為を行ったことがある場合には、当該不正行為が行われたと認められた日後それぞれの表の下欄に掲げる期間を経過し、かつ、再発防止に必要な改善措置が講じられていること。

十二 受入れ機関又はその経営者、管理者、研修指導員若しくは生活指導員が研修の表に掲げる不正行為に準ずる行為、技能実習第一号イの表に掲げる不正行為に準ずる行為又は技能実習第一号ロの表に掲げる不正行為に準ずる行為を行い、当該行為に対し地方入国管理局から改善措置を講ずるよう指導を受けた場合には、再発防止に必要な改善措置が講じられていること。

十三 受入れ機関又はその経営者、管理者、研修指導員若しくは生活指導員が法第七十三條の二から第七十四條の八までに規定する罪により、又は労働基準法第二十四條若しくは第三十七條若しくは最低賃金法第四條第一項の規定に違反して刑に処せられたことがある場合には、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過していること。

十四 受入れ機関の経営者又は管理者が過去五年間に他の機関の経営者、役員又は管理

者として外国人の研修又は技能実習の運営又は監理に従事していたことがあり、その従事期間中、当該他の機関が研修の表に掲げる不正行為、技能実習第一号イの表に掲げる不正行為又は技能実習第一号ロの表に掲げる不正行為を行っていた場合は、当該不正行為が行われたと認められた日後それぞれの表の下欄に掲げる期間を経過していること。

十五 申請人が受けようとする研修の実施について我が国の国若しくは地方公共団体の機関又は独立行政法人以外の機関があつせんを行う場合は、営利を目的とするものでなく、かつ、当該機関又はその経営者、管理者若しくは常勤の職員が研修の表に掲げる不正行為、技能実習第一号イの表に掲げる不正行為又は技能実習第一号ロの表に掲げる不正行為を行ったことがあるときは、当該不正行為が行われたと認められた日後それぞれの表の下欄に掲げる期間を経過し、かつ、再発防止に必要な改善措置が講じられていること。

十六 申請人が受けようとする研修の実施について我が国の国若しくは地方公共団体の機関又は独立行政法人以外の機関があつせんを行う場合は、あつせんを行う機関又はその経営者、管理者若しくは常勤の職員が研修の表に掲げる不正行為に準ずる行為、技能実習第一号イの表に掲げる不正行為に準ずる行為又は技能実習第一号ロの表に掲げる不正行為に準ずる行為を行い、当該行為に対し地方入国管理局から改善措置を講ずるよう指導を受けた場合には、再発防止に必要な改善措置が講じられていること。

十七 申請人が受けようとする研修の実施について我が国の国若しくは地方公共団体の機関又は独立行政法人以外の機関があつせんを行う場合は、あつせんを行う機関又は

	<p>その経営者、管理者若しくは常勤の職員が法第七十三条の二から第七十四条の八までに規定する罪により、又は労働基準法第二十四条若しくは第三十七条若しくは最低賃金法第四条第一項の規定に違反して刑に処せられたことがなく、又は、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過していること。</p> <p>十八 申請人が受けようとする研修の実施について我が国の国若しくは地方公共団体の機関又は独立行政法人以外の機関があつせんを行う場合であつて、あつせんを行う機関の経営者又は管理者が過去五年間に他の機関の経営者、役員又は管理者として外国人の研修又は技能実習の運営又は監理に従事していたことがあり、その従事期間中、当該他の機関が研修の表に掲げる不正行為、技能実習第一号イの表に掲げる不正行為又は技能実習第一号ロの表に掲げる不正行為を行つていたときは、当該不正行為が行われたと認められた日後それぞれの表の下欄に掲げる期間を経過していること。</p> <p>十九 送出し機関又はその経営者若しくは管理者が過去五年間に当該機関の事業活動に關し、外国人に不正に法第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可若しくは法第四章第一節若しくは法第五章第三節の規定による許可を受けさせ、又は研修の表に掲げる不正行為、技能実習第一号イの表に掲げる不正行為若しくは技能実習第一号ロの表に掲げる不正行為に關する事実を隠蔽する目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為を行つたことがないこと。</p>
--	---

(略)

(略)

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号。以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成 年 月 日）から施行する。ただし、次条の規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成 年 月 日）から施行する。

(経過措置)

第二条 改正法附則第六条に規定する在留資格認定証明書の交付については、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法第七条第二号の基準を定める省令（以下「新基準省令」という。）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項又は法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項に掲げる規定を適用する。

第三条 施行日前に申請され、施行日後に交付されることとなる在留資格認定証明書に係る出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第七条第二号の基準のうち、改正法施行前の法別表第一の四の表の研修の在留資格（次条において「旧研修の在留資格」という。）に係るものについては、新基準省令の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、なお従前の例による。

一 新基準省令の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第五号イからチまでに掲げる場合

二 申請人が本邦において受けようとする研修の中に実務研修（商品を生産し若しくは販売する業務又は対価を得て役務の提供を行う業務に従事することにより技術、技能又は知識を修得する研修をいう。以下同じ。）が含まれて

いない場合

三 前二号に掲げるもののほか、施行日の三月前の日前に、施行日前に法第六条第二項の申請を行うことを予定して在留資格認定証明書の交付の申請がなされている場合

第四条 施行日前に在留資格認定証明書の交付を受け又は査証を受けた者（前条各号のいずれかに該当する場合に限る。）及び施行日後に在留資格認定証明書の交付を受けた者（前条の規定によりなお従前の例によることとされた場合に限る。）で、施行日後に法第六条第二項の申請を行ったものに係る法第七条第一項第二号の基準のうち、旧研修の在留資格に係るものについては、なお従前の例による。

第五条 施行日前に行われた外国人の技能実習又は研修に係る不正行為については、新基準省令の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第六条 この省令の施行の際現に法別表第一の四の表の研修の在留資格をもって在留する外国人（附則第三条第一号及び第二号に掲げる場合を除く。）は、新基準省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十号及び法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十二号から第二十七号までの適用については、技能実習の在留資格（法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イ又はロに係るものに限る。）をもって本邦に在留する技能実習生とみなす。

第七条 この省令の施行の際現に法別表第一の五の表の特定活動の在留資格（技能実習を目的とするものに限る。）をもって在留する外国人は、新基準省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十号及び第十七号並びに法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第十四号及び第二十二号から第二十七号までの適用については、技能実習の在留資格（法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イ又はロに係るものに限る。）をもって本邦に在留する技能実習生とみなす。

② 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する事業上の関係を有する外国の公私の機関を定める省令案

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに規定する法務省令で定める事業上の関係を有する外国の公私の機関は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 技能実習生を雇用契約に基づいて受け入れる本邦の公私の機関と引き続き一年以上の国際取引の実績又は過去一年間に十億円以上の国際取引の実績を有する機関
- 二 前号に掲げるもののほか、技能実習生を雇用契約に基づいて受け入れる本邦の公私の機関と国際的な業務上の提携を行っていることその他の事業上の関係を有する機関であつて、法務大臣が告示をもつて定めるもの

③ 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令案

第一条 出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに規定する法務省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 技能実習生の技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）を修得する活動の監理を行う営利を目的としない団体（以下「監理団体」という。）が次のいずれかに該当すること。

イ 商工会議所法（昭和二十八年法律第四百十三号）第二章の商工会議所又は商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）第二章の商工会（実習実施機関（本邦にある事業所において技能実習を実施する法人（親会社（会社法第九号）（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。）若しくは子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。）の関係にある複数の法人又は同一の親会社をもつ複数の法人が共同で実施する場合はこれら複数の法人）又は個人をいう。以下同じ。）が当該商工会議所又は商工会の会員である場合に限る。）
ロ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八十五号）第三条の中小企業団体（実習実施機関が当該中小企業団体の組合員又は会員である場合に限る。）

ハ 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四章の職業訓練法人

ニ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第二章の農業協同組合（実習実施機関が当該農業協同組合の組合員で農業を営む場合に限る。）

ホ 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二章の漁業協同組合（実習実施機関が当該漁業協同組合の組合員で漁業を営む場合に限る。）

ヘ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二条の公益社団法人又は公益財団法人

ト イからへまでに掲げるもののほか、法務大臣が告示をもって定める監理団体

二 監理団体が前号のイからへまでのいずれかに該当する場合は、我が国の国若しくは地方公共団体又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）から資金その他の援助及び指導を受けて技能実習（法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に係るものに限る。）が運営されること。

三 監理団体の役員で当該技能実習の運営について責任を有する者が、実習実施機関において行われる技能実習の実施状況について三月につき少なくとも一回監査を行うほか、監理団体において実習実施機関による不正行為（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項の下欄第十四号の表の上欄に掲げる外国人の技能実習に係る不正行為をいう。）を知った場合は直ちに監査を行い、その結果を当該監理団体の所在地を管轄する地方入国管理局に報告することとされていること。ただし、当該役員が実習実施機関の経営者又は職員を兼務するときは、当該実習実施機関の監査については、監理団体の他の役員が行うこととされていること。

四 監理団体が技能実習生からの相談に対応する措置を講じていること。

五 実習実施機関における技能実習の継続が不可能となった場合に、監理団体が新たな実習実施機関の確保に努めることとされていること。

六 監理団体が監理に要する費用を徴収する場合には、技能実習生を受け入れる前に、費用を負担することとなる機関に対してその金額及び使途を明示するとともに、技能実習生に直接又は間接に負担をさせないこと。

七 監理団体の常勤の職員の中に、技能実習生が修得しようとする技能等について一定の経験又は知識を有し、法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に規定する計画（以下「技能実習第一号実施計画」という。）を適正に策定する能力のある者が含まれていること。

八 監理団体の役員又は職員が、実習実施機関において行われる技能実習の実施状況について、技能実習第一号実施計画に従っているものであることを一月につき少なくとも一回当該実習実施機関の所在地に赴いて確認し、適正な実施について指導することとされていること及び当該指導に係る文書を作成し、その主たる事業所に備え付け、当該技能実習の終了の日から一年以上保存することとされていること。

第二条 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号ロに規定する法務省令で定める要件は、第一条第一号及び第三号から第六号までのいずれにも該当することとする。

④ 出入国管理及び難民認定法第二十条の二第二項の基準を定める省令案

第一条 出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第二十条の二第二項の基準（技能実習の在留資格（法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イに係るものに限る。以下「技能実習第二号イ」という。）への変更に係るものに限る。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 法第二十条の二の申請を行った者（以下「申請人」という。）が国籍又は住所を有する国に帰国後本邦において修得した技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）を要する業務に従事することが予定されていること。

二 申請人が本邦における技能実習の在留資格（法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに係るものに限る。以下「技能実習第一号イ」という。）に応じた活動により基礎二級の技能検定（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第二項に規定する技能検定をいう。）その他これに準ずる検定又は試験に合格していること。

三 申請人が技能実習第二号イに応じた活動を技能実習計画に基づき行うことにより、さらに実践的な技能等を修得しようとするものであると認められること。

四 申請人が従事しようとする技能実習が、技能実習第一号イに応じた活動と同一の実習実施機関（本邦にある事業所において技能実習を実施する法人（親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。）若しくは子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。）の関係にある複数の法人又は同一の親会社をもつ複数の法人が共同で実施する場合はこれら複数の法人）又は個人をいう。以下同じ。）で、かつ、同一の技能等について行われること。ただし、技能実習生の責めに帰すべき理由がなく同一の実習実施機関で実施できない場合は、この限りでない。

五 申請人に対する報酬が日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であること。

- 六 申請人が従事しようとする技能実習が実習実施機関の常勤の職員で修得しようとする技能等について五年以上の経験を有するもの（以下「技能実習指導員」という。）の指導の下に行われること。
- 七 実習実施機関に申請人の生活の指導を担当する職員（以下「生活指導員」という。）が置かれていること。
- 八 実習実施機関が、技能実習生が技能実習第二号イに応じた活動の継続が不可能となる事由が生じた場合は、直ちに、地方入国管理局に当該事実及び対応策を報告することとされていること。
- 九 実習実施機関が技能実習生用の宿泊施設を確保していること。
- 十 実習実施機関が、技能実習生が実習実施機関における技能等の修得活動中に死亡し、負傷し、又は疾病に罹患した場合における保険への加入その他の保障措置を講じていること。
- 十一 実習実施機関が技能実習生の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置を講じていること。
- 十二 実習実施機関が技能実習の実施状況に係る文書を作成し、技能実習を実施する事業所に備え付け、当該技能実習の終了の日から一年以上保存することとされていること。
- 十三 実習実施機関又はその経営者、管理者、技能実習指導員若しくは生活指導員が出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）（以下「基準省令」という。）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十七号の表の上欄に掲げる外国人の技能実習に係る不正行為（以下「技能実習第一号イの表に掲げる不正行為」という。）、基準省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第十四号の表の上欄に掲げる外国人の技能実習に係る不正行為（以下「技能実習第一号ロの表に掲げる不正行為」という。）又は基準省令の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第十号の表の上欄に掲げる外国人の研修に係る不正行為（以下「研修の表に掲げる不正行為」という。）を行ったことがあるときは、当該不正行為が行われたと認められた日後それぞれの表の下欄に掲げる期間を経過していること。

十四 実習実施機関又はその経営者、管理者、技能実習指導員若しくは生活指導員が技能実習第一号イの表に掲げる不正行為に準ずる行為、技能実習第一号ロの表に掲げる不正行為に準ずる行為又は研修の表に掲げる不正行為に準ずる行為を行い、当該行為に対し地方入国管理局から改善措置を講ずるよう指導を受けた場合には、再発防止に必要な改善措置が講じられていること。

十五 実習実施機関又はその経営者、管理者、技能実習指導員若しくは生活指導員が法第七十三条の二から第七十四条の八までに規定する罪により、又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第二十四条及び第三十七条の規定並びに最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）第四条第一項の規定に違反して刑に処せられたことがある場合には、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過していること。

十六 実習実施機関の経営者又は管理者が過去五年間に他の機関の経営者、役員又は管理者として外国人の技能実習又は研修の運営又は監理に従事していたことがあり、その従事期間中、当該他の機関が技能実習第一号イの表に掲げる不正行為、技能実習第一号ロの表に掲げる不正行為又は研修の表に掲げる不正行為を行っていたときは、当該不正行為が行われたと認められた日後それぞれの表の下欄に掲げる期間を経過していること。

十七 申請人が従事しようとする技能実習の活動の期間が、次のいずれにも該当すること。

イ 技能実習第一号イに応じた活動の期間（法第二十条第五項又は第二十一条第四項の規定に基づき在留期間の満了後引き続き本邦に在留することができずる期間を除く。以下ロにおいて同じ。）が一年以上であること。

ロ 技能実習第一号イに応じた活動の期間が九月以下である場合は、技能実習第二号イに応じた活動の期間が技能実習第一号イに応じた活動の期間のおおむね一・五倍以内であること。

ハ 技能実習第二号イに応じた活動の期間と技能実習第一号イに応じた活動の期間（法第二十条第五項又は第二十一条第四項の規定に基づき在留期間の満了後引き続き本邦に在留することができずる期間を含む。）を合わせて三年以内の期間であること。

第二条 法第二十條の二第二項の基準（技能実習の在留資格（法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号ロに係るものに限る。以下「技能実習第二号ロ」という。）への変更に係るものに限る。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 申請人が国籍又は住所を有する国に帰国後本邦において修得した技能等を要する業務に従事することが予定されていること。

二 申請人が本邦における技能実習の在留資格（法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに係るものに限る。以下「技能実習第一号ロ」という。）に応じた活動により基礎二級の技能検定その他これに準ずる検定又は試験に合格していること。

三 申請人が技能実習第二号ロに応じた活動を技能実習計画に基づき行うことにより、さらに実践的な技能等を修得しようとするものであると認められること。

四 申請人が従事しようとする技能実習が、技能実習第一号ロに応じた活動と同一の実習実施機関で、かつ、同一の技能等について行われること。ただし、技能実習生の責めに帰すべき理由がなく同一の実習実施機関で実施できない場合は、この限りでない。

五 申請人に対する報酬が日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であること。

六 申請人が従事しようとする技能実習が技能実習指導員の指導の下に行われること。

七 実習実施機関に生活指導員が置かれていること。

八 技能実習の内容が船上において漁業を営むものである場合は、申請人を含めた漁船に乗り組む技能実習生の人数が各漁船につき実習実施機関の乗組員（技能実習生を除く。）の人数を超えるものでないこと。

九 技能実習生の技能等を修得する活動の監理を行う営利を目的としない団体（以下「監理団体」という。）が、技能実習生が技能実習第二号ロに応じた活動を終了して帰国した場合は技能実習第二号ロに応じた活動の継続が不

可能となる事由が生じた場合は、直ちに、地方入国管理局に当該事実及び対応策（技能実習第二号口に応じた活動の継続が不可能となる事由が生じた場合に限る。）を報告することとされていること。

十 監理団体又は実習実施機関が技能実習生用の宿泊施設を確保していること。

十一 監理団体又は実習実施機関が、技能実習生が実習実施機関における技能等の修得活動中に死亡し、負傷し、又は疾病に罹患した場合における保険への加入その他の保障措置を講じていること。

十二 監理団体が技能実習生の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置を講じていること。

十三 監理団体又はその役員、管理者若しくは技能実習の監理に従事する常勤の職員が技能実習第一号イの表に掲げる不正行為、技能実習第一号ロの表に掲げる不正行為又は研修の表に掲げる不正行為を行ったときは、当該不正行為が行われたと認められた日後それぞれの表の下欄に掲げる期間を経過していること。

十四 監理団体又はその役員、管理者若しくは技能実習の監理に従事する常勤の職員が技能実習第一号イの表に掲げる不正行為に準ずる行為、技能実習第一号ロの表に掲げる不正行為に準ずる行為又は研修の表に掲げる不正行為に準ずる行為を行い、当該行為に対し地方入国管理局から改善措置を講ずるよう指導を受けた場合には、再発防止に必要な改善措置が講じられていること。

十五 監理団体又はその役員、管理者若しくは技能実習の監理に従事する常勤の職員が法第七十三条の二から第七十四条の八までに規定する罪により、又は労働基準法第二十四条及び第三十七条の規定並びに最低賃金法第四条第一項の規定に違反して刑に処せられたことがある場合には、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過していること。

十六 監理団体の役員又は管理者が過去五年間に他の機関の経営者、役員又は管理者として外国人の技能実習又は研修の運営又は監理に従事していたことがあり、その従事期間中、当該他の機関が技能実習第一号イの表に掲げる不正行為、技能実習第一号ロの表に掲げる不正行為又は研修の表に掲げる不正行為を行っていたときは、当該不正行

為が行われたと認められた日後それぞれの表の下欄に掲げる期間を経過していること。

十七 実習実施機関が技能実習の実施状況に係る文書を作成し、技能実習を実施する事業所に備え付け、当該技能実習の終了の日から一年以上保存することとされていること。

十八 実習実施機関又はその経営者、管理者、技能実習指導員若しくは生活指導員が技能実習第一号イの表に掲げる不正行為、技能実習第一号ロの表に掲げる不正行為又は研修の表に掲げる不正行為を行ったことがあるときは、当該不正行為が行われたと認められた日後それぞれの表の下欄に掲げる期間を経過していること。

十九 実習実施機関又はその経営者、管理者、技能実習指導員若しくは生活指導員が技能実習第一号イの表に掲げる不正行為に準ずる行為、技能実習第一号ロの表に掲げる不正行為に準ずる行為又は研修の表に掲げる不正行為に準ずる行為を行い、当該行為に対し地方入国管理局から改善措置を講ずるよう指導を受けた場合には、再発防止に必要な改善措置が講じられていること。

二十 実習実施機関又はその経営者、管理者、技能実習指導員若しくは生活指導員が法第七十三条の二から第七十四条の八までに規定する罪により、又は労働基準法第二十四条及び第三十七条の規定並びに最低賃金法第四条第一項の規定に違反して刑に処せられたことがある場合には、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過していること。

二十一 実習実施機関の経営者又は管理者が過去五年間に他の機関の経営者、役員又は管理者として外国人の技能実習又は研修の運営又は監理に従事していたことがあり、その従事期間中、当該他の機関が技能実習第一号イの表に掲げる不正行為、技能実習第一号ロの表に掲げる不正行為又は研修の表に掲げる不正行為を行っていたときは、当該不正行為が行われたと認められた日後それぞれの表の下欄に掲げる期間を経過していること。

二十二 申請人が従事しようとする技能実習の実施についてあつせんを行う機関（監理団体を除く。以下同じ。）がある場合は、営利を目的とするものでなく、かつ、当該機関又はその経営者、管理者若しくは常勤の職員が技能実

習第一号イの表に掲げる不正行為、技能実習第一号ロの表に掲げる不正行為又は研修の表に掲げる不正行為を行ったことがある場合は、当該不正行為が行われたと認められた日後それぞれの表の下欄に掲げる期間を経過し、かつ、再発防止に必要な改善措置が講じられていること。

二十三 申請人が従事しようとする技能実習の実施についてあつせんを行う機関又はその経営者、管理者若しくは常勤の職員が技能実習第一号イの表に掲げる不正行為に準ずる行為、技能実習第一号ロの表に掲げる不正行為に準ずる行為又は研修の表に掲げる不正行為に準ずる行為を行い、当該行為に対し地方入国管理局から改善措置を講ずるよう指導を受けた場合には、再発防止に必要な改善措置が講じられていること。

二十四 申請人が従事しようとする技能実習の実施についてあつせんを行う機関又はその経営者、管理者若しくは常勤の職員が法第七十三条の二から第七十四条の八までに規定する罪により、又は労働基準法第二十四条及び第三十七条の規定並びに最低賃金法第四条第一項の規定に違反して刑に処せられたことがある場合には、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過していること。

二十五 申請人が従事しようとする技能実習の実施についてあつせんを行う機関の経営者又は管理者が過去五年間に他の機関の経営者、役員又は管理者として外国人の技能実習又は研修の運営又は監理に従事していたことがあり、その従事期間中、当該他の機関が技能実習第一号イの表に掲げる不正行為、技能実習第一号ロの表に掲げる不正行為又は研修の表に掲げる不正行為を行っていた場合は、当該不正行為が行われたと認められた日後それぞれの表の下欄に掲げる期間を経過していること。

二十六 申請人が従事しようとする技能実習の活動の期間が、次のいずれにも該当すること。

イ 技能実習第一号ロに応じた活動の期間（法第二十条第五項又は第二十一条第四項の規定に基づき在留期間の満了後引き続き本邦に在留することができる期間を除く。以下ロにおいて同じ。）が一年以下であること。

ロ 技能実習第一号ロに応じた活動の期間が九月以下である場合は、技能実習第二号ロに応じた活動の期間が技能

実習第一号ロに応じた活動の期間のおおむね一・五倍以内であること。

ハ 技能実習第二号ロに応じた活動の期間と技能実習第一号ロに応じた活動の期間（法第二十条第五項又は第二十条第四項の規定に基づき在留期間の満了後引き続き本邦に在留することができる期間を含む。）を合わせて三年以内の期間であること。

⑤ 出入国管理及び難民認定法施行規則の改正案（改正箇所・新設箇所は傍線・取消線部分）

（資格外活動の許可）

第十九条

1、2（略）

3 第一項の規定にかかわらず、地方入国管理局長において相当と認める場合には、外国人は、地方入国管理局に出頭することを要しない。この場合においては、次の各号に掲げる者（第一号及び第二号については、当該外国人から依頼を受けたもの）が、本邦にある当該外国人に代わつて第一項に定める申請書等の提出及び前項に定める手続を行うものとする。

一 第一項に規定する外国人が経営している機関若しくは、雇用されている機関の職員若しくは当該外国人が研修若しくは教育を受けている機関若しくは当該外国人が行う技能等を修得する活動の監理を行う団体の職員（以下「受入れ機関等の職員」という。）又は公益法人の職員で、地方入国管理局長が適当と認めるもの

二、三（略）

4（略）

（在留資格の変更）

第二十条

1～6（略）

7 法第二十条第三項の規定により在留資格の変更の許可をする場合において、技能実習の在留資格（別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イ又はロに係るものに限る。）への変更を許可するときは、法務大臣が指定する本邦

の公私の機関を記載した別記第三十一号の三様式による指定書を交付し、特定活動の在留資格への変更を許可するときは、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を記載した別記第七号の四様式による指定書を交付するものとする。

8 (略)

(在留特別許可)

第四十四条 法第五十条第一項の規定により在留を特別に許可する場合には、次項第一号ただし書の規定により上陸の種類及び上陸期間を定める場合を除き、当該許可に係る外国人が旅券を所持しているときは旅券に別記第六十二号様式又は別記第六十二号の二様式による証印をし、旅券を所持していないときは同証印をした別記第三十二号様式による在留資格証明書を交付するものとする。この場合において、次項第一号の規定により、技能実習の在留資格(別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イ又はロに係るものに限る。)が指定されているときは、本邦の公私の機関を記載した別記第三十一号の三様式により指定書を交付し、特定活動の在留資格が指定されているときは、個々の外国人について特に指定する活動を記載した別記第七号の四様式により指定書を交付するものとする。

2 法第五十条第二項の規定による在留期間その他の条件は、次の各号によるものとする。

一 法別表第一又は法別表第二の上欄の在留資格(技能実習の在留資格(別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イ又はロに係るものに限る。))にあつては法務大臣が指定する本邦の公私の機関を、特定活動の在留資格にあつては法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を含む。)を指定するとともに第三条に基づいて在留期間を定める。ただし、法第二十四条第二号(法第九条第六項の規定に違反して本邦に上陸した者を除く。)、第六号又は第六号の二に該当した者については、法第三章第四節に規定する上陸の種類を定めるとともに第十三条から第十八条までの規定に基づいて上陸期間を定めることができる。

二 (略)

第六十四条 法務大臣が出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する事業上の関係を有する外国の公私の機関を定める省令(平成 年法務省令第 号)第二号の規定により告示をもつて定める機関(以下「外国機関」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 実習実施機関(本邦にある事業所において技能実習を実施する法人(親会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第四号に規定する親会社をいう。)若しくは子会社(同条第三号に規定する子会社をいう。))の関係にある複数の法人又は同一の親会社をもつ複数の法人が共同で実施する場合はこれら複数の法人)又は個人をいう。以下同じ。)と外国機関が業務上の提携を行っていることその他実習実施機関が外国機関から技能実習生を受け入れる合理的な理由があること。

二 外国機関が実習実施機関に技能実習生を派遣することについて、技能実習により修得される技能、技術又は知識(以下「技能等」という。)の移転が外国機関の事業上有益であることその他合理的な理由があること。

2 法務大臣は、前項の告示に当たつて、外国人の技能実習に係る専門的評価(以下「技能実習評価」という。)を行うことができる法人による評価を参考とすることができる。

3 前項の法人は次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

- 一 営利を目的とする法人でないこと。
- 二 技能実習評価事業を適確かつ円滑に実施するために必要な経理的基礎を有すること。
- 三 外国機関から派遣される者が従事しようとする技能実習について利害関係を有しないこと。
- 四 過去三年間に外国人に対する研修若しくは技能実習を事業として行つたこと又は研修若しくは技能実習の在留資格をもつて在留する外国人の受入れを行つたことがないこと。

- 五 技能実習評価事業以外の業務を行つてゐるときは、その業務を行うことによつて技能実習評価事業の運営が公正になるおそれがないこと。
- 六 役員の構成が技能実習評価事業の公正な運営に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 七 役員に過去五年間に外国人の研修又は技能実習に係る不正行為を行つたことがある者がいないこと。
- 八 役員に過去五年間に外国人の研修又は技能実習に係る不正行為を行つたことがある団体に所属していた者がいないこと。
- 九 技能実習評価を行うための五人以上の委員により構成される委員会を有すること及び当該委員の半数以上が外国人の技能実習について専門的知識又は識見を有する者であること。
- 十 当該委員が、外国機関から派遣される者が従事しようとする技能実習について利害関係を有しないこと及び外国人に対する研修若しくは技能実習を事業として行う団体又は研修若しくは技能実習の在留資格をもつて在留する外国人の受入れを行う団体に所属していないこと。
- 十一 当該委員会の事務に従事する常勤の職員が五人以上いること。
- 十二 公平かつ適正な技能実習評価を行うことができる手続を定めていること。
- 十三 当該委員会の委員及び常勤職員に外国人の研修又は技能実習に係る不正行為を行つたことがある者がいないこと。
- 十四 当該委員会の委員及び常勤職員に過去五年間に外国人の研修又は技能実習に係る不正行為を行つたことがある団体に所属していた者がいないこと。

第六十五条 法務大臣が出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令（平成 年法務省令第 号）第一条第一号トの規定により告示をもつて定める監理団体は、次の各号

のいずれにも該当するものとする。

- 一 当該監理団体の継続的な事業として技能実習が実施されることにより、技能実習により修得される技能等の本邦から外国への移転が図られること。
- 二 当該監理団体が技能実習事業を実施する合理的理由があり、かつ、継続的な事業として行う実施体制を有すること。
- 三 当該監理団体が技能実習を監理する団体として必要な体制を有すること。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の告示に係る技能実習について準用する。この場合において、同条第三項第三号及び第十号中「外国機関から派遣される者が従事しようとする技能実習」とあるのは、「当該団体が監理を行う」とする技能実習」と読み替えるものとする。

第六十六条 法務大臣が法第七条第一項の規定による上陸のための審査に関し、基準省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十号ただし書の規定又は法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十七号の規定により告示をもって定める技能実習は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 当該技能実習が継続的な事業として実施されることにより、当該技能実習により修得される技能等の本邦から外国への移転が図られること。
- 二 基準省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十号ただし書の規定により告示をもって定める技能実習については、実習実施機関が当該技能実習事業を実施する合理的理由があり、かつ、継続的な事業として行う実施体制を有すること。
- 三 実習実施機関が当該技能実習の実施機関として必要な設備及び体制を有すること。

2 | 第六十四条第二項及び第三項の規定は、前項の告示に係る技能実習について準用する。この場合において、第六十四条第三項第三号及び第十号中「外国機関から派遣される者が従事しようとする技能実習」とあるのは、「当該告示に係る技能実習」と読み替えるものとする。

別表第二（第三条関係）

在留資格	在留期間
技能実習 (略)	(略)
技能実習	<p>一 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イ又はロに掲げる活動を行う者にあつては、一年又は六月</p> <p>二 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イ又はロに掲げる活動を行う者にあつては、一年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間</p>
(略)	(略)

別表第三（第六条、第六条の二、第二十条、第二十一条の二、第二十四条関係）

在留資格	活動	資料
技能実習 (略)	(略)	(略)
技能実習	<p>法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に掲げる活動</p>	<p>一 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動を行うとする場合</p> <p>イ 技能実習の内容、必要性、実施場所及び期間を明らかにする技能実習計画書</p>

-
-
- ロ 本邦入国後に行う講習の期間中の待遇を明らかにする文書
- ハ 帰国後本邦において修得した技能、技術及び知識を要する業務に従事することを証する文書
- ニ 基準省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項（以下「基準省令の技能実習第一号イの項」という。）の下欄第五号イに規定する送出し機関の概要を明らかにする資料
- ホ 基準省令の技能実習第一号イの項の下欄第五号ロに規定する実習実施機関の登記事項証明書、損益計算書の写し、常勤の職員の数明らかにする文書及び技能実習生名簿
- ヘ 外国の所属機関と本邦の実習実施機関の関係を示す文書
- ト 外国の所属機関における職務内容及び勤務期間を証する文書
- チ 送出し機関及び実習実施機関と当該外国人の間に締結された技能実習実施に係る契約書の写し
- リ 実習実施機関における労働条件を当該外国人が理解したことを証する文書
- ヌ 基準省令の技能実習第一号イの項の下欄第八号に規定する技能実習指導員の当該技能実習において修得しようとする技能等に係る経歴を証する文書
- ル 本邦外において講習を受けた場合は、当該講習の内容、実施
-

機関、実施場所及び期間を証する文書

二 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動を行おうとする場合 前号イからホまで及びチからルまでに掲げるもののほか、次に掲げる資料

イ 職歴を証する文書

ロ 国籍若しくは住所を有する国の国若しくは地方公共団体の機関又はこれらに準ずる機関から推薦を受けていることを証する文書

ハ 基準省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第六号ロに規定する監理団体の登記事項証明書、定款、技能実習生受入れに係る規約、損益計算書の写し、常勤の職員の数を明らかにする文書及び技能実習生名簿

ニ 監理団体と送出し機関との間に締結された技能実習実施に係る契約書の写し

ホ 監理団体が法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令（平成 年法務省令第号）第一条第一号イからへまでのいずれかに該当する場合は、当該監理団体が技能実習の運営に関し我が国の国若しくは地方公共団体又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年

法律第百三十三号) 第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。) からの資金その他の援助及び指導を受けていることを明らかにする文書

ヘ 監理団体が監理に要する費用を徴収する場合は、当該費用の負担者、金額及び使途を明らかにする文書

ト あつせんを行う機関がある場合は、その概要を明らかにする資料及び常勤職員名簿

三 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イに掲げる活動を行おうとする場合 第一号ハ及びチからヌまでに掲げるもののほか、次に掲げる資料

イ 出入国管理及び難民認定法第二十条の二第二項の基準を定める省令(平成 年法務省令第 号)第一条第二項に規定する基礎二級の技能検定その他これに準ずる検定又は試験に合格していることを証する文書の写し

ロ 実習実施機関からの技能実習の内容、必要性、実施場所、期間及び進ちよく状況を明らかにする技能実習計画書

ハ 年間の収入及び納税額に関する証明書

ニ 実習実施機関が受け入れている技能実習生名簿

四 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号ロに掲げる活動を行おうとする場合 第一号ハ及びチからヌまでに掲げる資

別表第三の二（第二十一条、第二十一条の二関係）

在留資格	活動	資料
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
研修	法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動	<p>料、前号イからニまでに掲げる資料並びに監理団体が受け入れている技能実習生名簿</p> <p>(略)</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 研修の内容、必要性、実施場所、期間及び待遇を明らかにする研修計画書 二 帰国後本邦において修得した技術、技能及び知識を要する業務に従事することを証する文書 三 職歴を証する文書 四 基準省令の表の法別表第一の四の表の研修の項（以下「基準省令の研修の項」という。）の下欄第四号の規定による研修指導員の当該研修において修得しようとする技能等に係る職歴を証する文書 五 送出し機関の概要を明らかにする資料 六 基準省令の研修の項の下欄第四号の規定による受入れ機関の登記事項証明書及び損益計算書の写し

(略)	研 修	(略)	技能実習
(略)	動 修の項の下欄に掲げる活 法の別表第一の四の表の研	(略)	法の別表第一の二の表の技 能実習の項の下欄に掲げ る活動
(略)	受入れ機関からの研修の内容、実施場所、期間、進ちよく状況及び待遇を証する文書	(略)	一 法の別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イ又は第二号イに掲げる活動を行おうとする場合 イ 実習実施機関からの技能実習の内容、実施場所、期間及び進ちよく状況を明らかにする技能実習計画書 ロ 実習実施機関と当該外国人の間に締結された技能実習実施に係る契約書の写し ハ 実習実施機関における労働条件を当該外国人が理解したことを証する文書 ニ 年間の収入及び納税額に関する証明書 ホ 実習実施機関が受け入れている技能実習生名簿 二 法の別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロ又は第二号ロに掲げる活動を行おうとする場合 前号に掲げる資料及び監理団体が受け入れている技能実習生名簿

別表第四（第六条の二関係）

<p>本邦に上陸しようとする者（以下「本人」という。）が本邦において行おうとする活動</p>	<p>代理人</p>
<p>（略）</p> <p>法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に掲げる活動（技能実習）</p>	<p>（略）</p> <p>一 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動を行おうとする場合 実習実施機関の職員</p> <p>二 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動を行おうとする場合 監理団体の職員</p>
<p>（略）</p> <p>法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動（研修）</p>	<p>（略）</p> <p>受入れ機関の職員</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>